

県産材利用推進会議設置要綱

(目的)

第1条 本県林業・木材産業の振興を図り、「循環型社会」を実現していくうえでその効果が期待される、公共建築物の木造化及び内装木質化並びに公共土木事業等への県産材の利用を一層推進するため、県庁内に県産材利用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次の事項を審議する。

- (1) 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関すること。
- (2) 公用備品等における木材利用の推進に関すること。
- (3) 公共土木事業等における間伐材利用の推進に関すること。
- (4) 「県産材利用推進計画」及び木材利用の普及啓発に関すること。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 推進会議の会長は副知事、副会長は農林水産部長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に共に事故があるときは、会長のあらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進会議に、推進会議への付議事項等を協議するため、県産材利用推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会の幹事長は、農林水産部森林技監をもって充てる。

4 幹事会は幹事長が招集し、幹事長は幹事会の座長となる。

(部会)

第6条 推進会議に、公共建築物の木材利用等を検討するため、必要に応じて、部会を設置できるものとする。

2 部会は、別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。

3 部会の部会長は、林業木材産業課長をもって充てる。

4 部会は部会長が招集し、部会長は部会の座長となる。

5 部会の内容は、幹事会で報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議及び幹事会の庶務は、農林水産部林業木材産業課が行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- この要綱は、平成13年 1月29日から施行する。
- この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成14年10月 8日から施行する。
- この要綱は、平成15年 2月 7日から施行する。
- この要綱は、平成17年 5月16日から施行する。
- この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成18年12月20日から施行する。
- この要綱は、平成22年 3月 2日から施行する。
- この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成23年 3月 1日から施行する。
- この要綱は、平成24年 4月12日から施行する。
- この要綱は、平成25年 5月24日から施行する。
- この要綱は、平成29年 4月 3日から施行する。
- この要綱は、平成30年 6月 4日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

	職 名
会 長	副知事
副会長	農林水産部長
委 員	総務部長
〃	企画振興部長
〃	あきた未来創造部長
〃	観光文化スポーツ部長
〃	健康福祉部長
〃	生活環境部長
〃	産業労働部長
〃	建設部長
〃	出納局長
〃	教育次長
〃	警務部長

別表第2 (第5条関係)

	職 名
幹 事 長	農林水産部森林技監
幹 事	総務課長
〃	財政課長
〃	総合政策課長
〃	市町村課長
〃	あきた未来戦略課長
〃	あきた未来戦略課高等教育支援室長
〃	観光戦略課長
〃	福祉政策課長
〃	県民生活課長
〃	自然保護課長
〃	林業木材産業課長
〃	産業政策課長
〃	公営企業課長
〃	建設政策課長
〃	技術管理課長
〃	都市計画課長
〃	河川砂防課長
〃	建築住宅課長
〃	営繕課長
〃	財産活用課長
〃	教育庁総務課施設整備室長
〃	警察本部警務部会計課長

別表第3 (第6条関係)

	職 名
部 会 長	林業木材産業課長
部 会 委 員	建築住宅課長
〃	営繕課長
〃	教育庁総務課施設整備室長